

後期高齢者医療制度についてお知らせ

保険料額決定

7月17日に通知書を送付

◆保険料率は昨年度と変わりません

計算方法は下記のとおりです。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 4万7603円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{平成26年中} \\ \text{の基準総所得金額}(\times) \end{matrix} \times \frac{9.70}{100} = \begin{matrix} \text{平成27年度} \\ \text{保険料額(年額)} \\ \text{上限57万円} \end{matrix}$$

※基準総所得金額=所得(収入額-控除額)の合計額-基礎控除額(33万円)
控除には、各種所得控除(社会保険料控除や扶養控除等)は含まれません

◆納付方法

保険料は、原則、特別徴収(年金からの引き去り)です。普通徴収(納付書や口座振替での支払い)で納付をお願いする場合があります。保険料の収納率は、例年99%を超えています。今年度もご協力をお願いします。

◆保険料の減免

災害で大きな損害を受けたとき、所得が著しく減少したとき、世帯の他の被保険者や世帯主が死亡したことにより世帯の所得が軽減判定基準額以下になるときなどは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは問合せを。

◆納付相談会を開催

何らかの事情で保険料の納付が困難な場合は、相談してください。

【日時】7月21日(火)~27日(月)の
午前9時~午後5時 ※土・日曜を除く
【会場】市役所本庁舎2階252会議室



問 高齢者医療保険課

◆保険料など 0798・35・3110 ◎被保険者証・減額認定証など 0798・35・3154

被保険者証を7月下旬に送付

◎被保険者証の更新時期は毎年8月1日

7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な場合は、早めに相談してください。

また、対象者に基準収入額適用申請書を送付しています。提出していない人は、7月31日までに返送してください。

◎減額認定証を対象者に送付

世帯員全員が住民税非課税(下表の低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)を提示することで、医療機関で支払う一部負担金が下表の自己負担限度額となり、入院時の食事代も減額されます。減額認定証の更新時期は毎年8月1日です。

現在、減額認定証を持ち、8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい減額認定証を送付します。世帯全員が住民税非課税の人で減額認定証の申請をしていない場合は、高齢者医療保険課(市役所本庁舎1階)、各支所、アクタ西宮ステーションで申請してください。

表 負担割合と1カ月(月初~月末)の自己負担限度額など

区分	割合	自己負担限度額(1カ月当たり)		入院時食事代の標準負担額(1食当たり)
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並みの所得がある人	3割	4万4400円	8万100円+医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は4万4400円	260円
一般	1割	1万2000円	4万4400円	260円
住民税非課税世帯の人	低所得Ⅱ	8000円	2万4600円	90日までの入院…210円 90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)…160円
	低所得Ⅰ		1万5000円	100円

※低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円の人▷低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人
※月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となる人の個人ごとの限度額は、75歳の誕生日に限り2分の1

申込は7月21日まで

墓参バスの利用者募集



市と阪急バスは、8月13日(木)・15日(土)に運行する白水峡公園墓地への墓参バスの利用者を募集します。

両日とも、運行経路・時間は同じです。

※8月13日(木)~15日(土)の午前9時~午後4時に中央園地西側駐車場で臨時香花店が出店



◆さくらやまなみバスで白水峡公園墓地へ 下車場所は白水峡墓園前(十八丁橋停留所)。なお、バスは墓地内には入りませんのでご注意ください。問合せは交通計画課(0798・35・3527)へ

問 西宮市都市整備公社斎園管理課 (0798・35・3306)

【運行経路・時間】午前8時20分に阪急西宮北口駅南広場バスターミナル→8時半にJR西宮駅北側→8時40分に市役所本庁舎前→9時20分に白水峡公園墓地前。中央園地西側駐車場へ行く人は、9時25分に墓地前から出発(墓地前~駐車場の間は途中下車不可)。帰りは10時40分に駐車場、10時45分に墓地前を出発予定(行きと反対の経路をたどります)

【料金】片道620円(小学生以下310円)

【定員】両日で280人

【申込】往復ハガキに住所、氏名、電話番号、希望日(第2希望がある場合は記載を)、人数、乗車場所(阪急西宮北口駅かJR西宮駅か市役所本庁舎前)、下車場所(墓地前か中央園地西側)を書き、7月21日(消印有効)までに西宮市都市整備公社斎園管理課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ。多数の場合人数調整あり。通知は7月30日頃発送

ご確認ください

臨時福祉給付金

8月下旬から順次申請書を送付

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、低所得者の負担を緩和するため、臨時福祉給付金が支給されます。市では、7月下旬に専用の相談窓口を設置する予定です。

8月下旬以降、順次、給付金の対象になると思われる人に対し、申

請書を郵送し、受付を開始します。対象者で、9月下旬になっても申請書が届かない場合は、西宮市臨時給付金コールセンターまでご連絡ください。

※制度概要については厚生労働省特設ホームページ(<http://www.2kyufu.jp/>)をご覧ください

問 ▷厚生労働省の相談窓口専用ダイヤル(0570・037・192)
▷西宮市臨時給付金コールセンター(050・3101・4185)

消費生活ガイド

トラブルにあったら消費生活センターに相談を。0798・64・0999

平成27年度も「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」が市から支給される予定です。今後、両給付金の支給を口実とする振り込み詐欺が発生する恐れがあります。

◇アドバイス◇
市や厚生労働省などの公的機関が給付金の支給手続きのために、手数料などの振り込みやATMの操作を指示することは絶対にありません。相手の指示通りにATMを操作すると、相手にお金を振り

「臨時福祉給付金」等 詐欺に注意
込んでしまいます。また、公的機関が電話で支給対象者の生年月日、家族構成、口座番号や暗証番号を聞くことはありません。公的機関や類似の名称を名乗る不審な電話を受けたらすぐに電話を切り、相手から教えられた電話番号にはかけてはいけません。家族などに相談したり、電話帳やホームページなどで電話番号を確認して担当部署に問い合わせましょう。